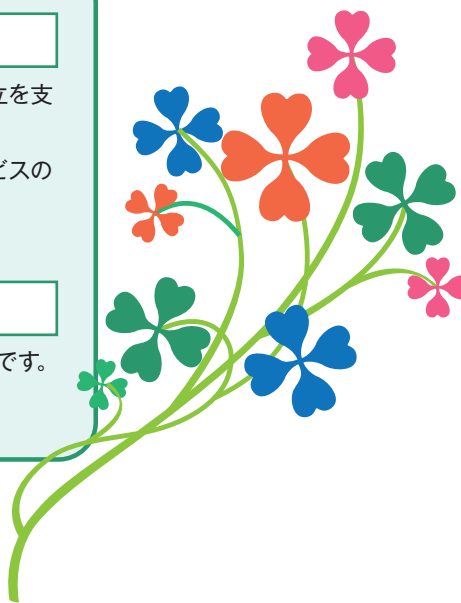


※1 障害者自立支援法とは？

福祉、医療等のサービスにより、精神障害を含む障害のある人々の自立を支える法律です。
この法律に基づくサービスは、障害や心身の状況、利用する方のサービスの利用希望などに配慮しながら市町村が支給を決定します。

※2 障害程度区分とは？

障害福祉サービス（介護給付）の利用を希望する場合の目安とするものです。
【相談窓口】市町村の福祉課



●支援を受けられる住まい



生活支援を受けながら、地域の中で共同生活

グループホーム（共同生活援助）
ケアホーム（共同生活介護）

【相談窓口】市町村の担当窓口、または各地域の相談支援事業所

病院からの退院や施設からの退所に際し一人暮らしに不安がある方が、職員（世話人）の方の支援を受けながら、アパートなどの住居に共同で生活する場所です。ケアホームについては相談や食事提供などの支援に加えて、身の回り（食事、入浴等）の支援も受けることができます。

●退院のための支援

地域生活へのステップをサポート

**精神障害者地域移行・
地域定着支援事業（退院促進支援事業）**

【相談窓口】病院のソーシャルワーカーや医師・看護師等または保健所

受け入れ条件が整えば退院できる、いわゆる「社会的入院」の方などを対象に病院関係者（医師・看護師・ソーシャルワーカーなど）、地域の支援センターの職員や保健所職員等がチームを組み、退院の準備、退院後の地域生活までを支援します。

●住まいを借りるための支援

賃貸契約のサポート

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【相談窓口】市町村

賃貸契約する際の支援として、物件あっせん依頼や入居契約手続き支援、地域の支援体制に係る調整や、関係機関等との連絡など、居住に関するサポートを行います。

●日中活動の充実のためのサービス

就職する前に準備をして、
いずれは企業で働きたい方には

就労移行支援事業所（通称：移行支援・移行など）

【相談窓口】市町村の障害福祉の担当窓口

一般企業への就職を目指す方を対象に、知識や技能の訓練を行います。また、仕事の適性や課題を見極めるためのプログラムや一般企業での職場実習等も行います。就職後も一定期間は、必要に応じて支援が受けられます。（利用期限2年・利用料あり）

福祉的な環境で
契約を結んで働きたい方には

就労継続支援A型（通称：A型・継続Aなど）

【相談窓口】市町村の障害福祉の担当窓口

一般企業で働くのが難しいが雇用契約を結んで働きたい方や、将来の一般就労に向けて準備をしたい方が対象です。事業所と雇用契約を結んで生産活動を行います。この支援で一般就労の準備ができた場合は、就職の支援が受けられます。（期限なし・利用料あり）

病状の安定を図りながら
マイペースで働きたい方には

就労継続支援B型（通称：B型・継続Bなど）

【相談窓口】市町村の障害福祉の担当窓口

福祉的就労をしたい方（一般企業で働くのが難しい、就労移行支援などを試したがうまくいかないなど）を対象に、事業所で作業や生産活動を行います（雇用契約なし・工賃支給）。一般就労の準備ができた場合は就職の支援が受けられます。（期限なし・利用料あり）

日中活動の場を提供

地域活動支援センター

（通称：地活（ちかつ）・活動支援センター・地域生活支援センターなど）

【相談窓口】市町村の障害福祉の担当窓口

地域における日中の活動の場が欲しい方を対象。日中に通所し、創作的な活動や生産活動を行う場を提供します。生活の上での一般的な相談をすることもできます。（支援内容・利用期限・利用料はセンターによって異なります）

日常生活能力の維持・向上の
ための支援

自立訓練（生活訓練）

【相談窓口】市町村の担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

地域生活を営む上で、日常生活能力の維持・向上を図るため、一定期間の訓練が必要な方（病院を退院したばかりの方など）を対象に家事などの日常生活能力を向上するための支援などを実施します。原則通所ですが、訪問や宿泊の訓練を実施するところもあります。（原則、期限は2年・利用料あり）

ハローワークでも住まい・
生活に関する相談ができます

ハローワーク 住居・生活支援窓口

【相談窓口】ハローワーク

仕事を探している方で、住まいや生活のことでお困りの方には、ハローワークでも相談窓口を設けています。総合相談を行い、関係機関のご案内なども行っています。